

徳島県告示第四百九十九号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和五年十一月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 知事指定薬物の名称等

1 化学名 N・メチル・一・（三・メチルフェニル）プロパン・二・アミン（通称

三・MMA、三・Methylmethamphetamine）及びその

塩類

2 化学名 一・（ベンゾ「d」「r」、三」ジオキソール・五・イル）・二・（シクロ

ヘキシルアミノ）ブタン・一・オン（通称 N・Cyclohexylbu

tylone、Cyclbutylone）及びその塩類

3 化学名 N・（一・アミノ・三、三、ジメチル・一・オキソブタン・二・イル）・

一・（ペント・四・エン・一・イル）・一H・インダゾール・三・カルボキ

シアミド（通称 ADB・四en・PINACA）及びその塩類

二 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため

三 効力が失われた日

令和五年十一月五日